

第3回宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

令和7年10月14日(火)午後2時
宮城県婦人会3階第1研修室

出席者

公益代表

薄井委員、熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部委員、大宮委員、佐藤委員

使用者代表

笹崎委員、茂木委員

補佐 ただ今から、令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会宮城県
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器
具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

また、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金については、これから宮城県電
子部品等製造業最低賃金と省略して申し上げたりします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長
の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願
います。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

正木委員から欠席のご連絡がありました。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 2名

以上 8名の方が出席されており、最低賃金審議会令第
6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立してい
ることを報告します。

議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

部会長 それでは、議題(1)宮城県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に係る審
議に入りたいと思います。

前回、労働者側からは、宮城県電子部品等製造業最低賃金は、現行の時間額 1,012 円から、68 円引き上げ 1,080 円とするという提示がなされたところです。

また、前回、使用者側からは、55 円引き上げ 1,067 円とするとの提示がなされたところです。

労働者側、使用者側から、ご意見等がございましたらお願ひします。

労働者側からございますでしょうか。

佐藤委員

それでは労働者側の考え方について、1 回目、2 回目と重複する部分はあるかと思いますが、少し意見を述べさせていただきたいと思います。委員限りの資料を用意してまいりましたのでご覧いただければと思います。

現在の雇用情勢を取り巻く状況としては、全国の数字ですけれども、宮城、東北の数字ですけれど、直近において少し、ここ 1 年ほど下がってきているという状況はありますけれども、それでも未だに 1.22 を超える有効求人倍率を維持していて、未だに人不足感というのは継続しているという状況の中、2 枚目 3 枚目を見ていただきたいのですが、2 枚目の左側の大きい円グラフなんですけれども、宮城県からの高卒の男女計、新卒がどこに就職で出て行ったりしているかというところでして、宮城県は全体で 2,800 人ぐらいの中で 627 人が県外に流出しているということでございまして、そのうちの半分以上が、東京、神奈川、埼玉、この辺の首都圏に流出しているという状況。それから宮城県に入ってきている人というのは、主に東北の近隣の県から入ってきているということでありますけれども、宮城県に東北 5 県から入ってきてる人数というのが 682 人ということで、宮城県からの流出人数に比べて少し多いという状況ではありますけれども、宮城県が近隣から入ってくる人のおかげで雇用を維持できているということだと思います。

下の 2 枚目のグラフについても、高卒だけでなく全体の全年齢の都道府県別の転入超過の数ということですが、これについても概ね同じような状況なので詳細な説明は省略します。こういった状況の中で次の 4 枚目ですが、帝国データバンクのアンケート結果ということですが、人手不足に対してどうしたらいいかという企業へのアンケートとして、各企業、それぞれ、やはり賃金や賞与の引上げが重要と答えていると。人手不足に対しては、もち

ろん環境などそういったほかのところも重要だとは思いますけれども、まず第一に賃金という答えが出てきているということあります。これについては、企業へのアンケートということでありますので、それぞれの企業がそういった意識を常に持っているんだというところをご理解いただきたいと思います。

それと、5枚目のそれぞれの都道府県の地域別最低賃金の改定状況ということありますけれども、宮城県が65円という結果に対して、同じBランクの福島が78円、それからCランクのそれぞれの東北の各県が概ね80円近いところで決定してきているということの中で宮城県と他の県との差が縮小してきている状況の中で、現状、宮城県が何とか雇用のための人員を確保してきているという要因である賃金の差がどんどん詰まっている。

我々としては今後の宮城県の産業の継続ということに対して、非常に危機感を持っているということでございます。資料8の1ページを見ていただきたいのですが、これについては、直近10年ぐらいの宮城県の3つの産業の特定最低賃金とそれから県の最低賃金が出ています。見ていただければわかるように一番下の県の最賃との差額が、概ね10年前には57円金額差があって、我々が主張する優位性というところでは10%あったものが、令和6年のところでは39円と大幅に縮んでいる。優位性も概ね4%まで落ちてきているということであります。過去、労働者側ではずっと主張してきているところですけれど、地域別最低賃金というのはすべての人を対象とした最低賃金であるのに対して、今回の特定最賃というのはあくまでもその産業の中での基幹労働者の賃金ですが、現状4%しか優位性がないということであります。そういった部分で、これから電機産業で皆働いてくれるかということについては、やはりマイナス要因になっていると考えています。そういった中で我々としては、特に今年だけの話ではないんです。ずっと一番に主張しているのは、その優位性というのを基幹労働者の賃金だというところも含めて、きちんと地域別最低賃金に対して優位性を確保したいというのが我々の、今年だけに限らないんですが、一貫した主張ということであります。それが残念ながらここ10年ぐらいの間でずっと縮んでき、金額差についても詰まってしまっているということで、この産業で働いている我々としても非常に遺憾というところであります。

ちなみにこの3業種書いてありますけれども、最近はまた詰まってきたというところもありますが、電機産業のこの最低賃金がなかなか上がらない中で鉄鋼業は一時伸びていて、どんなところ

が最大かはちゃんと見ていないのですが、おそらく令和4年の64円差とかですか、この辺が一番差額が大きいのじゃないかと思います。これについても10年前というのは44円しかなかったというところの中で、それぞれの業種で審議をしている中で、どうしても電機産業はですね、ここを伸ばせてこれなかったということでありまして、それはその業種の景況感とかそうゆうものにも影響されるというふうには思いますが、とはいえば電機産業、この10年の中で必ずしもそんなに他の産業に比べて、鉄鋼業は大きなところも多いので倒産数そういうところでは差があるかもしれませんけれども、この産業が明らかに世の中一般の産業に比べて見劣りするような成長しかできていないということではないと我々は考えておりますので、今回、そのデータは用意しておりますが、調べていくとそういう内容になるのかなと考えております。そういう中で、前回提示した、第2回の最終提示が68円アップの1,080円というところであります。これは我々としては優位性4.05%を何とか維持するというところまで最大限譲歩した提示ということでありますので、本来は優位性をもう少し伸ばしたいという主張ではありますけれども、ここまで譲歩して歩み寄ってきたというところに対する思いというのをぜひお汲み取りいただきたいということで、今回の提示としては、前回の最終の提示と同じ1,080円をしたいと思います。

少し長くなってしまいましたが、今年だけの話ではなくて、近年の流れというところも踏まえて、ご理解をいただきたいと思います。

部会長

冒頭の部分ですね、ご見解をいただきましたので、そういうご意見を十分にこの部会の中で参考にしながら適切に議論を進めたいと思います。

ということで、68円の引上げで1,080円という金額の提示がなされました。続きまして、使用者側からご見解、金額のご提示等をお願いしたいと思います。

笹崎委員

主張としてはこれまで、述べてきたところですが、一つ適用するデータということで紹介したいと思います。

今年1月から2月にかけて、日本商工会議所と東京商工会議所が合同で実施したアンケート調査によりますと、現在、この時点ですからまだ2024年の最賃ということになりますが、現在の最低賃金に対する負担感について調査をしております。これに対し

て 8 割弱 76%の企業が大いに負担若しくは多少は負担になっていると回答されました。また、同じ調査の中で最低賃金引上げに対する人件費の対応についても聞いておりまして、これについて人件費増加分を価格転嫁して対応しますと回答した企業は約 4 分の 1 に留まっておりまして、約 3 割の企業は具体的な対応が取れず収益を圧迫している、何も打つ手がありませんと、収益が少なくなるだけと回答されています。

繰り返し申し上げているとおり、賃上げの必要性というのは我々としても十分理解しているものの、このように賃上げをしたからといって、十分に価格転嫁できている状況にないということをございますので、企業の支払能力というものとバランスをとるべきだと考えております。

これも繰り返し申し上げておりますが、最低賃金の大幅な引き上げは、休業、廃業、あるいは倒産のリスクを高めることになりますので、慎重に検討すべきことだと考えております。

このような考え方でございまして、金額については、前回のプラス 55 円、1,067 円のままでお願ひします。

部会長

使用者側も前回と同じで、55 円引上げ、1,067 円ということでご提示がありました。

今の段階で、労働者側、使用者側から提示されている具体的金額には、隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

部会長

それではここで一旦休会とします。

～ 休会 ～

部会長

それでは審議を再開いたします。先ほどは労働者側からお伺いしましたので、今回は使用者側から改めて金額の提示等ございましたらお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 笹崎委員 金額については先ほどと変更なしでお願ひいたします。
- 部会長 変更なしということでお話がありました。それでは労働者側から金額の提示等ございましたらお願ひいたします。
- 阿部委員 労働者側も金額の変更なしという回答でお願ひいたします。
- 部会長 ただ今までの審議では、労働者側68円、使用者側55円という状況で合意に至っていません。
本日の審議では、これ以上に進展は難しいものと考えられますので、ただ今から、公益委員の見解をお示しいたします。
- 委員 (特に異論なし)
- 部会長 それでは、私どもの見解、公益委員の見解を述べさせていただきます。
公益代表委員は、宮城県電子部品・デバイス・電子回路。電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を1,012円から65円引き上げ、1,077円とすることが適当と考える。この見解に至った理由としては、労使双方からの意見や関係資料を慎重に検討した上で、
令和7年の宮城県最低賃金の改正額を十分に勘案する必要がある。
宮城県最低賃金の改正にあたっては、宮城県の消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を特に重視して、宮城県最低賃金が65円引き上げられたということでございます。
もう1点は、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果による時間当たり平均賃金額の前年からの推移をみると昨年度の1,434円から当年度1,484円と3.49%の増加している。
これらのこと総合的に勘案したものであるということでございます。
公益委員の見解は以上のとおりでございます。
ただいまお示しました公益委員見解にご了解をいただけますでしょうか。
- 委員 (特に異議なし)

部会長

審議を重ねていただきまして、ただ今、改正金額について労使合意となりましたので、あらためて確認をいたします。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を 現行 1,012 円のところ

時間額 1,077 円 現行プラス 65 円

とし、発効日については、特定最低賃金の発効日を統一する昨年度に倣い、3 業種統一して、

令和7年12月15日近傍

とすることでよろしいでしょうか。

委員

(全員了承：全会一致)

部会長

それでは、全会一致で御承認いただきました。

全会一致で御承認いただきましたので、早速、ただ今の内容で専門部会報告書を提出したいと思います。

ここで、報告書の準備のため、休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

～ 休会 ～

部会長

それでは再開します。事務局は報告書（案）を各委員にお配りし、読み上げてください。

指導官

本文のみ読み上げさせていただきます。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月 26 日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 薄井 淳
熊谷 真宏
柳井 雅也

労働者代表委員 阿部 徹
大宮 正巳
佐藤 斎

使用者代表委員 笹崎 直也
正木 泰
茂木 明浩

別紙

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
 - ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務

二 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は
手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、か
しめ、取付け又は穴あけの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,077円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日

部会長 ただ今の報告書案について、ご意見等はござりますでしょうか。

委員 (特になし)

部会長 特に無いようですので、これをもって本審会長への報告とさせていただきます。

次に、7月16日第1回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項の「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。」

との規定を適用することとしたところです。

したがって、特定最低賃金専門部会において全会一致で決議された場合、専門部会の議決をもって本審議会の決定となり、本審議会を改めて開催せずに、特定最低賃金が改正されることとなります。事務局から答申文の案を各委員にお配りし読み上げてください。

指導官 それでは読み上げさせていただきます。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和7年8月26日付け宮労発基0826第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

宮城県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務

ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,077円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日

部会長 それでは、ただ今の答申文（案）の内容で、答申してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

部会長 異議なしということで答申いたします。事務局は答申文の写しを委員の皆様に配布をお願いします。

部会長 (基準部長に答申文を手交する。)

部会長 ここで、労働基準部長から御挨拶を頂戴したいと思います。

基準部長 ただ今、宮城県の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金について改正の答申をいただきましてありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、それぞれのお立場から様々にご主張がある中で特定最低賃金の改正に向けて真摯、かつ、大変ご熱心な審議をいただきましたことに心より感謝申し上げます。また、積極的、かつ、慎重なご審議の結果として、全会一致で結審いただきましたことに重ねて厚く御礼申し上げます。

事務局長といたしましては、この金額を基に発効に向けて迅速、かつ、適正に事務手続を進めてまいります。また、今後の最低賃金の周知と履行確保についても万全の措置を講じてまいります。労使の委員の皆様におかれましても、関係団体、関係企業などを通じての周知につきまして、ご協力を賜れば幸いに存じます。本日はありがとうございました。

部会長 ありがとうございます。委員の皆様の真摯なご議論によりまして、本日、全会一致でまとめることができました。審議の過程では、意見の隔たりもありましたが、委員の皆様には、最終的な「全会一致」に向けて歩み寄りをしていただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げます。

3回にわたる長時間、真摯なご議論、本当にありがとうございました。どうしてもそれぞれのお立場から色々なものを違った形で、それぞれの見解として伝えあうということではあるんですけど、皆様、本当に真摯な議論ですね、いろいろな今後も引き続き検討していくかなければならない事項というような宿題も頂戴

したように思います。そういう意味で、今後とも、地賃も、業種別の最賃に関してもそうですが、やはり労働者の生活が安定し向上していくように、また、経営者の皆様におかれましても会社経営が益々難しい時期のかじ取りにはなりますけれども利益獲得のためにご尽力いただきまして、労使双方が良い方向に進んでいくと良いなと心から考えております。ということで皆様のますますのご発展とご健勝をお祈りして閉めさせていただきたいと思います。

これで、議事は終了したいと思いますが、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 特にございません。委員の皆様、御審議ありがとうございました。
発効に向けて、事務作業を進めてまいります。

部会長 それでは、専門部会におけるすべての審議を、これで終了いたします。
皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会)